

■ 決算特別委員長報告 ■

(委員長報告 令和5年12月19日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第88号「令和4年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

[一般会計及び企業会計を除く各特別会計]

最初に、議案第88号の令和4年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比1.3%減の1兆88億6,000万円余り、歳出総額が1.6%減の9,555億9,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和4年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、250億円余りで、前年度に比べ200万円余りの増となっております。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高は1兆496億5,000万円余りとなり、前年度末より79億8,000万円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額は4,106億7,000万円余り、歳出総額は4,061億7,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、企業版ふるさと納税が減収となった理由や募集活動の取組について質疑があり、「令和2年度、3年度については、1企業から大口の寄附金として1億円の受納実績があったが、令和4年度については、当該寄附がなく、減収となったところである」、「募集活動の取組としては、東京事務所や大阪事務所の職員が企業を個別訪問し、企業誘致などの取組と併せて、当該制度についてPRしたほか、県外の物産展や観光展等においてパンフレットを配布するなどして募集活動を行ってきたところであり、受納件数としては増えている」との答弁がありました。

委員からは、「産業や観光などの関係部局とも連携を図りながら、募集活動に力を入れて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、環境林務部の審査において、森林環境譲与税及びみんなの森づくり県民税の用途について質疑があり、「森林環境譲与税は、森林経営管理制度に取り組む市町村への支援のほか、森林整備に不可欠な担い手の育成確保、再生林に必要な苗木の生産、かごしま材の利用拡大に関する施策等に活用しており、みんなの森づくり県民税は、県民が森林にふれあう機会の創出、小中学校への森林環境教育の推進、ボランティア等を活用した森林づくりの促進に関する施策等に活用している。用途については、県民の理解が得られるよう、吟味して活用してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「実際に税の徴収を担う市町村の税務担当部局とも連携し、県民の理解促進に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、沿岸漁業改善資金貸付事業における貸付金償還金の収入未済に係る回収に向けた取組について質疑があり、「各漁協に対する常例検査の際に、対面での催促ができるよう調整などしている。想定していたよりも水揚げ量が少なく返済できず未収金となる方がいるなど厳しい状況ではあるが、分納により少しずつでも納めていただくようお願いしているところである」との答弁がありました。

委員からは、「沿岸漁業者は厳しい経営状況にあるため、債務者への伴走支援を行いながら対応していただきたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、被覆資材価格高騰対策緊急支援事業の不用額が4億5,000万円余りとなった理由について質疑があり、「県において被覆資材の活用見込面積を積算し、当初2万ヘクタール程度の申請を見込んで予算を組んだが、支援額が少額であったことなどから小規模農家や高齢農家が申請を見送る事例が多く見られ、4千数百ヘクタール程度の申請にとどまったことにより不用額が生じたものである。今後は、市町村など関係団体と連携を図りながら、事業ニーズの的確な把握や執行見込の適正な精査に努めていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「農家のニーズを捉えた上で、手続きを簡素化するなどの対応を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、落札決定の取り消し、入札中止などの監査委員からの指摘事項の件数について質疑があり、「令和3年度は10件であったが令和4年度は14件増加して24件であった。その内訳は、設計額の積算誤りが11件、指名選定誤り等が10件、閲覧書類等誤りが2件、開札事務の誤りが1件である。指名選定の誤りが多くなったが、10件のうち7件については、年度当初に工区を1工区から7工区までに分けて実施した指名競争入札において、誤って前年度の指名選定名簿に基づき指名したものである」との答弁がありました。委員からは、「入札のやり直しがあれば、数週間から1、2ヶ月程度、手続きが遅れてしまう。補修工事等が遅れることは、防災の観点からも問題があると思われるので、再発防止に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、出納局の審査において、地域振興局等における長寿命化の推進に関して、具体的な取組について質疑があり、「建物の長寿命化については、特に施設の運営上重要となる屋上防水、外壁等の改修を行い、耐久性を高めることにより、建物の寿命を延長し、将来にわたり長く使い続けることができるものとされており、地域振興局等においては、定期点検等に基づき、計画的な修繕等を実施している」、「令和4年度の主な改修工事としては、始良・伊佐地域振興局東別館の屋上防水工事、沖永良部事務所及び瀬戸内事務所の外壁等改修工事などを実施したところである」、「今後とも定期点検等の結果に基づき、計画的な維持修繕を図り、可能な限り長寿命化に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、教育委員会の審査において、県立学校の老朽化対策について質疑があり、「県立学校は40年を経過した建物が5割を超え、老朽化が非常に進んでいることから、施設管理計画に基づき改築や長寿命化のための大規模改修等を計画的に実施しているところである。今後、維持修繕や改修等の経費がますます増大することが想定されることから、維持管理コストの抑制や校舎等の長寿命化を進めるとともに、改築にあたっては、機能集約による保有総量の縮小等に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これらの審査の結果、議案第88号については、取扱意見として、「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

【工業用水道事業】

次に、議案第96号の令和4年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和4年度の鹿児島県工業用水道事業は、43事業所に対し、1日平均16,727立方メートルを給水し、令和四年度の営業成績は総収益3億8,900万円余り、総費用3億3,900万円余りで、差引き5,000万円余りの純利益となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

委員から、法定耐用年数を超えた配水管の更新の考え方について質疑があり、「定期点検による確認や錆を抑える電気防食の設備を設置しており、法定耐用年数に比べ長く使用することができる。今後、定期点検等で確認されたところを補強しながら、必要に応じて更新を行うことを考えている」との答弁がありました。

委員からは、「管路経年化率が高止まりすることは、リスクが高まっていくので、ある程度定期的な更新も必要になると思う。計画的に対策を打てるよう予算執行をお願いしたい」との

要望がありました。

審査の結果、取扱意見として、「使用料の引き上げにより一定の収益確保が見込まれ、当面は大規模な施設修繕等を予定していないことから、今後の事業運営は令和4年度と同程度の収支に落ち着くとされるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移することなどが見込まれる。

このため、施設の適切な管理に努めつつ営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、給水先事業所の動向を注視しながら、引き続き給水契約の継続・拡大に努め、県工業用水道事業経営戦略に基づき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、認定すべきものと決定いたしました。

【病院事業】

次に、議案第98号「令和4年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支で20億円余りの黒字となっており、経営改善への取組やその効果が持続されています。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

累積欠損金の状況について、これまでの取組で約40億円まで減少しているが、過去の最大額はいくらだったかとの質疑があり、「平成20年度が最も多く、約138億円であった」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として「令和4年度の決算については、5病院全体で経常収支は14年連続、資金収支も、実質17年連続の黒字となっており、県立病院第2次中期事業計画に基づき、経営安定化に向けて、様々な改善方策への取組の効果が持続されている成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師・看護師不足等今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、今年3月に策定された県立病院第3次中期事業計画に基づき、経営の更なる安定化を図ること、計画的な設備投資に努めていただくことを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。そして、歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

この4点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。

以上で報告を終わります。